## 続に関する規則 国立国会図書館における情報通信技術を利用した手

改正 令和四年三月二十九日国立国会図書館規則第三号(令和三年八月三十一日国立国会図書館規則第三号)

## (情報通信技術を利用した手続)

2

第

その 他の 情報処理の用に供されるものをいう。 ことができない方式で作られる記録であって、電子計算機による 録 にかかわらず、 通知等を行うこととされている手続については、 立国会図書館規則第六号)を除く。 会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則 する規則 国会図書館規則第一号) 書館規則第四号)、 保有する個人情報の保護に関する規則 条 (平成二十三年国立国会図書館規則第四号) 、 規定により、 (電子的方式、 他の有体物をいう。 人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙 国立国会図書館の (平成二十八年国立国会図書館規則第二号)及び国立 当該書面等に記載すべき事項を記録した電磁的記 書面等 磁気的方式その他人の知覚によっては認識する 国立国会図書館資料利用規則 (書面、 規則 以下同じ。 国立国会図書館資料利用制限措置に関 (国立国会図書館事務文書開示 書類、 )により作成、 以下単に「規則」という。 以下同じ。 文書その他文字、 (平成二十九年国立国会図 国立国会図書館の (平成二十五年国 当該規則の規定 (令和四年 保存、 により作成 図形その 提出、 国立 規則 玉

> 規の規定を適用する。 なして、 に関する他の規則の規定に規定する方法により行われたものとみ 通信技術を利用する方法により提出 情報処理組織をいう。 相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子 保存等を行い、 係る電子計算機 前項に規定する方法により行われた手続については、 当該規則その他の当該手続に関する国立国会図書館の 又は電子情報処理組織 (入出力装置を含む。 以下同じ。)を使用する方法その他の情報 通知等を行うことができる 以下同じ。 (国立国会図書館の )とその手続の 当該手続 使用に

3 術を利用する方法により行われた提出 ル 知等を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイ したものとみなす。 第一 への記録がされた時に当該提出 項の電子情報処理組織を使用する方法その 通知等を受けるべき者に到 通知等は 他 当該提出 の情報通 信 通 技

## (適用除外)

する貸出票を用いて行う手続には適用しない。 (令和四年国立国会図書館規則第二号) 第四十六条第一項に規定利用並びに中央館及び支部図書館資料の相互貸出しに関する規則第二条 この規則の規定は、国立国会図書館中央館における資料の

方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出、通知等を録により作成、保存等を行い、又は電子情報処理組織を使用する2 手続のうち当該手続に関する他の規則の規定において電磁的記

定は、適用しない。ことが規定されているものを除く。)については、この規則の規行うことが規定されているもの(前条第一項の規定に基づき行う

## 附 則

この規則は、令和三年八月三十一日から施行する。

**附** 則(令和四年三月二十九日国立国会図書館規則第三号)

この規則は、令和四年五月十九日から施行する。